

奈良市食品衛生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は奈良市食品衛生協会と称し、公益社団法人 奈良県食品衛生協会の正会員する。

(所在地)

第2条 本会は所在地兼事務所を奈良市保健所内（奈良市三条本町13番1号）に置く。

但し会長宅に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は飲食に起因する感染症・食中毒その他の危害発生の防止を図るため、食品衛生思想の啓発及び関係営業者の自主管理を推進し、もって公衆衛生の向上、発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 食品衛生思想の普及に関すること。
- 2 会員の営業施設の改善向上に関すること。
- 3 食品・添加物・器具・容器包装の改善に関すること。
- 4 会員相互の連絡協調に関すること。
- 5 会員及びその従業員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員及び機構

(会員)

第5条 本会は奈良市保健所管内に於いて食品衛生法による食品・添加物・器具・容器及び包装等の製造・加工・調理・貯蔵・運搬・陳列及び販売に関する営業者（法人を含む）及びこれに類似する者をもって組織する。

(特別会員)

第6条 本会援助のため相当額の寄付申し出者又は特別に協賛する者（又は法人）は理事会の決議を経て特別会員とすることができる。

(会員の入退会)

第7条 本会に入会しようとする者又は会員が退会するときは、その旨を別表に定める様式により、支部長を経由して会長に届け出なければならない。但し退会した場合は本会の権利・義務をそう失するものとする。

(会員の除名)

第8条 会員が本会定款又は決議に違反し、もしくは本会の信用を著しくそこなう行為をした場合、又は1年以上所定の会費を納入しない場合は、支部長会の決議を経て除名することができる。

(支部)

第9条 本会は必要地区ごとに支部を設けることができる。支部設置に関する規約は別に定める。

(専門部)

第10条 本会を円滑に遂行するため専門部を置くことができる。専門部設置に関する規約は別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 理事 若干名（うち会計理事1名及び支部長を含む）
- 4 監事 2名
- 5 代議員 若干名
- 6 監事 若干名

(会長及び副会長)

第12条 会長及び副会長は総会に於いて会員中より選任する。

会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し会長に事故がある時又欠けた時は副会長がこれを代行する

(支部長)

第13条 支部長は支部において会員中より選任された者で、理事を兼ねるものとする

(理事)

第14条 理事は総会において会員中より選任する。

理事は会務を審議する。

会計理事は理事の互選とし会計事務を執行する。（監事）

第15条 監事は総会において会員中より選任する。監事は会務を監査する。

(代議員)

第16条 代議員は支部選出の役員をもってし、総会において選任する。

代議員は理事会の諮問に応ずる。

(顧問及び参与)

第17条 本会は必要に応じ顧問及び参与を置くことができる。

顧問及び参与は学識経験者及び当協会に功労のあった者の中から会長がこれを委嘱する。

顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じ参与は重要な会務に参画する。

幹事は会長の命を受け事務を処理する。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

補欠により役員に選出された者の仕事は前任者の残任期間とする。

役員は任期終了後も後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

(職員及び任免)

第19条 本会の事務所には必要により職員若干名を置く。

職員の任免は支部長会の議を経てこれを行う。

第5章 会議

第20条 本会の会議は通常総会、支部長会、理事会及び代議員会とする。

(総会)

第21条 通常総会は代議員以上の役員をもって構成し毎年5月にこれを開く

臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は役員の数分の1以上により会議の目的たる事項を示して請求のあった場合これを開く。

(総会の通知)

第22条 総会の招集は少なくとも10日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面により各役員に通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第23条 総会においては次に掲げる事項を決議する。

- 1 定款の変更
- 2 本会の解散及び合併
- 3 年度収入・支出の予算
- 4 年度事業報告及び決算
- 5 その他重要事項

(支部長会)

第24条 支部長会は、会長・副会長・会計理事及び支部長をもって構成する。

支部長会は会長が必要と認めたとき、又は支部長の数分の1以上により会議の目的たる事項を示して請求のあった場合これを開く。

(支部長の決議事項)

第25条 支部長会は次に掲げる事項を決議する。

- 1 理事会より委任された事項
- 2 年度事業及び年度予算の執行に関する事項
- 3 その他本会の運営並びに公益社団法人奈良県食品衛生協会から提案された事業の推進に関する事項

(理事会)

第26条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上により会議の目的たる事項を示して請求のあった場合これを開く

(理事会の決議事項)

第27条 理事会は次に掲げる事項を議決する。

- 1 総会により委任された事項
- 2 総会に付議する事項
- 3 年度事業の計画及び執行に関する事項
- 4 年度予算の執行及び資産の管理に関する事項
- 5 会費の賦課及び徴収方法に関する事項
- 6 事務所の運営に関する事項
- 7 その他本会の運営に関し必要な事項

(代議員)

第28条 代議員会は代議員をもって之を構成し総会に代えることができる。

代議員会は会長が必要と認めるときこれを開く。

(議長)

第29条 会議の議長は会長がこれに当たり、会長事故ある時はあらかじめ会長の指名した副会長がこれに代わる。

(会議の定員)

第30条 会議の定員の2分の1以上出席しなければ議事を開くことが出来ない。但し同一事項について2回以上招集しても定員に達しないときはこの限りでない。

(決議)

第 3 1 条 会議は出席者の議決権の過半数をもって決し可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 3 2 条 本会の資産は会長がこれを管理する。

(資産の運用及び処分)

第 3 3 条 本会の資産の運用方法並びに本会解散の際の資産の処分方法は総会の議決により定める。

(会費)

第 3 4 条 会員は理事会の定めるところにより会費納入の義務を負う。

(経費)

第 3 5 条 本会の経費は事業及び資産に生ずる収入、会費寄付金その他の収入をもってこれに当てる。

(事業年度)

第 3 6 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日までとする。

附則

第 3 7 条 本会の設立年月日は昭和 27 年 1 月 27 日とする。

第 3 8 条 本定款は、昭和 27 年 1 月 28 日より実施する。

昭和 43 年 5 月 24 日 一部改正施行

昭和 48 年 6 月 4 日 一部改正

昭和 57 年 7 月 9 日 一部改正

平成 2 年 6 月 12 日 一部改正

平成 14 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 6 月 20 日 一部改正